改　正　後	改　正　前
	（新規）

N N N - N N N N
住　　所　ＮＮＮＮＮＮ（１８文字）ＮＮＮＮＮＮ
ＮＮＮＮＮＮ（１８文字）ＮＮＮＮＮＮ
ＮＮＮＮＮＮ（１８文字）ＮＮＮＮＮＮ
ＮＮＮＮＮＮ（１８文字）ＮＮＮＮＮＮ
ＮＮＮＮＮＮ（１８文字）ＮＮＮＮＮＮ
ＮＮＮＮＮＮ（１５文字）ＮＮＮ
氏　　名　ＮＮＮＮＮＮ（１５文字）ＮＮＮ　様

＿＿＿第＿＿＿号

ＮＮＺ９年Ｚ９月Ｚ９日

ＮＮＮＮＮ税務署長

猶予期限が確定した非上場株式等についての　ＮＮＮ　額の通知書（通知用）

あなたがＮＮ（１０文字）ＮＮ様からＮＮＮＮＮＮにより取得した非上場株式等のＮＮＮについては、租税特別措置法　ＮＮＮ（１１文字）ＮＮ　の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

１　認定（贈与・相続）承継会社の名称　・・・・・・・　ＮＮＮＮＮＮ（１５）ＮＮＮＮＮ
ＮＮＮＮＮＮ（１５）ＮＮＮＮＮ

２　納税の猶予がなされていたＮＮＮの額　・・・・・・・・・・・　ＺＺＺ，ＺＺＺ，ＺＺＺ，ＺＺＺ円

３　猶予期限が確定したＮＮＮの額　・・・・・・・・・・・・・・　ＺＺＺ，ＺＺＺ，ＺＺＺ，ＺＺＺ円

ほか利子税の額　ＺＺＺ，ＺＺＺ，ＺＺＺ，ＺＺＺ円

４　引き続き納税の猶予がされるＮＮＮの額　・・・・・・・・・・　ＺＺＺ，ＺＺＺ，ＺＺＺ，ＺＺＺ円

５　確定したＮＮＮの猶予期限　・・・・・・・・・・・・・・　ＮＮＺＺ年ＺＺ月ＺＺ日

６　猶予期限が確定した理由

ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ（４０文字）ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ
ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ（４０文字）ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ
ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ（４０文字）ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ

猶予期限が確定したＮＮＮの額及び利子税の額は、上記５の猶予期限までに至急同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（ゆうちょ銀行を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、上記５の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記３の猶予確定税額に、上記５の猶予期限の翌日から完納の日まで、延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。

改　正　後	改　正　前
猶予期限が確定した非上場株式等についての贈与税・相続税額の通知書（通知用） **1　出力対象** 「確定・免除等事績の起案入力」を行った事績について、通知書を出力する。 ただし、納税猶予処理区分が「免除（死亡免除）」の場合又は納税猶予処理区分が「免除（特例免除）」で免除後の確定税額が０の場合には、出力されない。 **2　出力時期等** 「確定・免除等事績の起案入力」処理後、出力可能となる。 **3　出力順序等** 「確定・免除等事績の起案入力」を行う都度、出力する。 **4　出力内容等** ⑴　帳票の左上には送付対象者の郵便番号、住所及び氏名を表示する。 ⑵　帳票の右上には送付年月日、税務署名を表示する。 ⑶　標題には相続税又は贈与税と表示する。 ⑷　本文には被相続人又は贈与者の氏名、取得原因、猶予した根拠条文、税目を表示する。 ⑸　以下の項目については、「確定・免除等事績の決裁入力」画面で入力した内容等を表示する。 イ　認定（贈与・相続）承継会社の名称 ロ　納税の猶予がなされていた贈与税・相続税の額 ハ　猶予期限が確定した贈与税・相続税の額 ニ　利子税の額 ホ　引き続き納税の猶予がされる贈与税・相続税の額 ヘ　確定した贈与税・相続税の猶予期限 ト　猶予期限が確定した理由	（新規）

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書（死亡免除）

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿税務署長 殿

平成　　年　　月　　日に 贈与者 受贈者 相続人等 （ 氏名　　）

（ 住所：　　）が死亡し、租税特別措置法 第70条の７第16項 第70条の７の２第16項第１号 第70条の７の４第12項 の規定により次の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。

届出者

〒

住所＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　印　贈与者 受贈者 相続人等との続柄＿＿＿＿

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

1　特例（受贈・相続）非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の 贈与を受けた 相続（遺贈）があった 年月日　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

2　死亡日における猶予中 贈与税 相続税 額　　＿＿＿＿＿＿円

3　免除を受ける 贈与税 相続税 額　　＿＿＿＿＿＿円

4　死亡日において有する非上場株式等の数又は金額　　＿＿＿＿＿＿株（口・円）

5　贈与者 被相続人 の住所＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

6　死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日（注）の翌日から死亡日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【 添付書類 】　死亡日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次に掲げる書類

1　定款の写し
2　登記事項証明書（死亡日以後に作成されたものに限ります。）
3　株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
4　死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日（注）の翌日から死亡日までの間に終了する各事業年度の認定（贈与・相続）承継会社の貸借対照表及び損益計算書
5　認定（贈与・相続）承継会社の従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」といいます。）施行規則第１条第６項に規定する従業員数証明書をいいます。）
6　死亡日が経営贈与承継期間内である場合には、円滑化法施行規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第６項又は第12項の報告書の写し、死亡日が経営（相続）承継期間内である場合には、同規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第８項の報告書の写し
7　死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日（注）の翌日から死亡日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
8　死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日（注）の翌日から死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の３の書類も併せて提出してください。

※印欄は記入しないでください。

関与税理士		電話番号	

（資12②－16－Ａ４統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書（死亡免除）

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿税務署長 殿

平成　　年　　月　　日に 贈与者 受贈者 相続人等 （ 氏名　　）

（ 住所：　　）が死亡し、租税特別措置法 第70条の７第16項 第70条の７の２第16項第１号 第70条の７の４第12項 の規定により次の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。

届出者

〒

住所＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　印　贈与者 受贈者 相続人等との続柄＿＿＿＿

〒

住所＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　印　贈与者 受贈者 相続人等との続柄＿＿＿＿

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

1　特例（受贈・相続）非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の 贈与を受けた 相続（遺贈）があった 年月日　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

2　死亡日における猶予中 贈与税 相続税 額　　＿＿＿＿＿＿円

3　免除を受ける 贈与税 相続税 額　　＿＿＿＿＿＿円

4　死亡日において有する非上場株式等の数又は金額　　＿＿＿＿＿＿株（口・円）

5　贈与者 被相続人 の住所＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

6　死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間において、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【 添付書類 】　死亡日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次に掲げる書類

1　定款の写し
2　登記事項証明書（死亡日以後に作成されたものに限ります。）
3　株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類
4　死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までに終了する事業年度の認定（贈与・相続）承継会社の貸借対照表及び損益計算書
5　認定（贈与・相続）承継会社の従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」といいます。）施行規則第１条第６項に規定する従業員数証明書をいいます。）
6　死亡日が経営贈与承継期間内である場合には、円滑化法施行規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第２項の報告書の写し、死亡日が経営（相続）承継期間内である場合には、同規則第12条第４項の報告書の写し
7　死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までに会社分割又は組織変更をした場合には、当該会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は当該組織変更に係る組織変更計画書の写し

※印欄は記入しないでください。

関与税理士		電話番号	

（資12②－16－Ａ４統一）

改　正　後

（裏）

1　届出書を提出する人

贈与者、経営承継受贈者及び経営承継相続人等が死亡したときには、その死亡した人の相続人（包括受遺者を含みます。）はこの届出書を提出する必要があります。
なお、この届出書は、死亡した日から６か月以内に提出する必要があります。

2　記載方法等

(1)　標題の「贈与税／相続税」や本文の「第70条の７第16項／第70条の７の２第16項第１号」、「第70条の７の４第12項」、「贈与者／受贈者／相続人等」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

(2)　本文の「平成　　年　　月　　日に受贈者／相続人等（氏名　　）（住所　　）」欄には、死亡年月日と住所、氏名を記載してください。

(3)　「受贈者／相続人等との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

(4)　「認定（贈与・相続）承継会社」は、租税特別措置法第70条の７第２項第１号、租税特別措置法第70条の７の２第２項第１号及び租税特別措置法第70条の７の４第２項第１号に定める会社をいいます。

(5)　「贈与者」とは、租税特別措置法第70条の７第１項に定める「贈与者」をいいます。

(6)　「受贈者」とは、租税特別措置法第70条の７第２項第３号に定める「経営承継受贈者」をいいます。

(7)　「相続人等」とは、租税特別措置法第70条の７の２第２項第３号に定める「経営承継相続人等」及び租税特別措置法第70条の７の４第２項第３号に定める「経営相続承継受贈者」をいいます。

(8)　「経営承継者」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

3　基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次の書類も併せて提出してください。なお、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には、次の②のニに掲げる書類の提出は不要です。
（提出書類）
①　合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し
②　次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
イ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる直前における合併承継会社及び合併により消滅する会社（認定（贈与・相続）承継会社を除きます。）又は交換等承継会社の従業員数証明書
ロ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書
ハ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社のすべての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）
ニ　合併又は株式交換等に係る円滑化法施行規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し

（注）　経営承継者等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡等の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

1　届出書を提出する人

贈与者、経営承継受贈者及び経営承継相続人等が死亡したときには、その死亡した人の相続人（包括受遺者を含みます。）はこの届出書を提出する必要があります。

2　記載方法等

(1)　標題の「贈与税／相続税」や本文の「第70条の７第16項／第70条の７の２第16項第１号」、「第70条の７の４第12項」、「贈与者／受贈者／相続人等」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

(2)　本文の「平成　　年　　月　　日に受贈者／相続人等（氏名　　）（住所　　）」欄には、死亡年月日と住所、氏名を記載してください。

(3)　「受贈者／相続人等との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

(4)　「認定（贈与・相続）承継会社」は、租税特別措置法第70条の７第２項第１号、租税特別措置法第70条の７の２第２項第１号及び租税特別措置法第70条の７の４第２項第１号に定める会社をいいます。

(5)　「贈与者」とは、租税特別措置法第70条の７第１項に定める「贈与者」をいいます。

(6)　「受贈者」とは、租税特別措置法第70条の７第２項第３号に定める「経営承継受贈者」をいいます。

(7)　「相続人等」とは、租税特別措置法第70条の７の２第２項第３号に定める「経営承継相続人等」及び租税特別措置法第70条の７の４第２項第３号に定める「経営相続承継受贈者」をいいます。

改　正　後

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書

（免除届出用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力	確認
		※	※

租税特別措置法施行令 第40条の８第35項(旧第34項)／第40条の８の２第41項 の規定による免除届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)

	A	Aの直前の事業年度	Aの２期前の事業年度
死亡等の日の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額（注１）	円	円	円

死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日（注２）の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	・　・
	事　由	

申告期限の翌日又は死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間において、租税特別措置法施行令第40条の８第23項（旧第21項）又は同法第40条の８の２第29項（旧第28項）に規定する資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しておりません。

左記に該当する場合には□内にレ印を付してください → □

※　死亡等の日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後である場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社の次に掲げる事項も記載してください。

① 死亡等の日の直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円
② 死亡等の日の直前の事業年度末における準備金の額	円
③ 死亡等の日の直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額	円

④ 死亡等の日の直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注３)		帳簿価額	運用収入
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円	i 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く）	b 円	k 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円	l 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円	m 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円	n 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f 円	o 円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g 円	p 円
⑤ 剰余金の配当等の額（死亡等の日の直前の事業年度末以前５年間に支払われたもの）（注４）	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円	
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円	
⑥ 上記④及び⑤の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g+h+i）		円	
⑦ 上記④の特定資産の運用収入の合計額（j+k+l+m+n+o+p）			円

⑧ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合（⑥/③）	%	⑨ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑦/A）	%
⑩ 死亡等の日における常時使用従業員の数	人		

（資12②－17－Ａ４統一）

※欄には記載しないでください。

この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書と一緒に提出してください。

改　正　前

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書

（免除届出用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力	確認
		※	※

租税特別措置法施行令 第40条の８第34項／第40条の８の２第41項 の規定による免除届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)

死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額	A	円

死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	・　・
	事　由	

申告期限の翌日又は死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間において、租税特別措置法施行令第40条の８第~~21~~項又は同法第40条の８の２第~~28~~項に規定する資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しておりません。

左記に該当する場合には□内にレ印を付してください → □

※　死亡等の日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後である場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社の次に掲げる事項も記載してください。

① 死亡等の日の直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円
② 死亡等の日の直前の事業年度末における準備金の額	円
③ 死亡等の日の直前の事業年度末における資産の帳簿価額の総額	円

④ 死亡等の日の直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注1)		帳簿価額	運用収入
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円	j 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く）	b 円	k 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円	l 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円	m 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円	n 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金	f 円	o 円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金	g 円	p 円
⑤ 剰余金の配当等の額（死亡等の日の直前の事業年度末以前５年間に支払われたもの）（注2）	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円	
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円	
⑥ 上記④及び⑤の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g+h+i）		円	
⑦ 上記④の特定資産の運用収入の合計額（j+k+l+m+n+o+p）			円

⑧ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合（⑥/③）	%	⑨ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑦/A）	%
⑩ 死亡等の日における常時使用従業員の数	人		

（資12②－17－Ａ４統一）

※欄には記載しないでください。

この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書と一緒に提出してください。

改　正　後	改　正　前

（裏）

租税特別措置法第 70 条の７の２第 16 項第２号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等のすべてを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。

１　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

２　「経営（贈与・相続）承継期間」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営贈与承継期間」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営承継期間」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第５号に規定する「経営相続承継期間」をいいます。

３　「資産保有型会社」及び「資産運用型会社」とは、租税特別措置法第 70 条の７第２項第８号及び同項第９号に定めるものをいいます。

４　「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第１条第 12 項第２号イに定めるものをいいます。

５　「経営承継者」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

６　「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の８第 10 項（旧第９項）に定める特別の関係がある者をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第 40 条の８の２第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。

７　「常時使用従業員」とは、租税特別措置法施行規則第 23 条の９第４項に定める者をいいます。

８　「死亡等の日」とは、租税特別措置法施行令第 40 条の８第 35 項（旧第 34 項）の経営承継受贈者又は経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した日及び租税特別措置法施行令第 40 条の８の２第 41 項の経営承継相続人等が死亡した日又は経営承継相続人等が租税特別措置法第 70 条の７第１項の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

（注１）　死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額のみを「A」欄に記載し、死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前３期分の各総収入金額を記載してください。

（注２）　経営承継人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過する日までの間に死亡した場合には、贈与税又は相続税の申告書の提出期限をいいます。

（注３）　「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

（注４）　会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第 70 条の７第１項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第 70 条の７の２第１項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

（裏）

租税特別措置法第 70 条の７の２第 16 項第２号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等のすべてを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。

１　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

２　「経営（贈与・相続）承継期間」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営贈与承継期間」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営承継期間」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第５号に規定する「経営相続承継期間」をいいます。

３　「資産保有型会社」及び「資産運用型会社」とは、租税特別措置法第 70 条の７第２項第８号及び同項第９号に定めるものをいいます。

４　「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第１条第 12 項第２号イに定めるものをいいます。

５　「経営承継者」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

６　「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の８第９項に定める特別の関係がある者をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第 40 条の８の２第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。

７　「常時使用従業員」とは、租税特別措置法施行規則第 23 条の９第４項に定める者をいいます。

８　「死亡等の日」とは、租税特別措置法施行令第 40 条の８第 34 項の経営承継受贈者又は経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した日及び租税特別措置法施行令第 40 条の８の２第 41 項の経営承継相続人等が死亡した日又は経営承継相続人等が租税特別措置法 70 条の７第１項の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

（注１）　「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表上に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

（注２）　租税特別措置法第 70 条の７第１項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第 70 条の７の２第１項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

改　正　後

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書
（免除届出用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力	確認
		※	※

※欄には記載しないでください。

租税特別措置法施行令 第40条の８第35項(旧第34項) 第40条の８の２第41項 の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日（注）の翌日から死亡等の日までの間に経営承継者につき期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

番号	期限の到来した事由（該当する事由にレ点を付してください。）	事由が生じた年月日	期限が到来した株(口)数等	期限が到来した猶予中贈与税・相続税の額
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円

（資12②－18－Ａ４統一）

改　正　前

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書
（免除届出用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力	確認
		※	※

※欄には記載しないでください。

租税特別措置法施行令 第40条の８第34項 第40条の８の２第41項 の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間において期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

番号	期限の到来した事由（該当する事由にレ点を付してください。）	事由が生じた年月日	期限が到来した株(口)数等	期限が到来した猶予中贈与税・相続税の額
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円

（資12②－18－Ａ４統一）

改　正　後

（裏）

租税特別措置法第 70 条の７の２第 16 項第２号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等のすべてを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。

１　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

２　「期限の到来した事由」中
イ　「適格合併・適格交換等」とは、租税特別措置法第 70 条の７第５項又は同法第 70 条の７の２第４項(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第 70 条の７第６項第２号又は同法第 70 条の７の２第５項第２号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
ハ　「合併により消滅」とは、同法第 70 条の７第６項第３号又は同法第 70 条の７の２第５項第３号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第 70 条の７第６項第４号又は同法第 70 条の７の２第５項第４号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
ホ　「会社分割」とは、同法第 70 条の７第６項第５号又は同法第 70 条の７の２第５項第５号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
ヘ　「組織変更」とは、同法第 70 条の７第６項第６号又は同法第 70 条の７の２第５項第６号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

３　「事由が生じた年月日」とは、
イ　「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
ハ　「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
ホ　「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
ヘ　「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

４　「死亡等の日」とは、租税特別措置法施行令第 40 条の８第 35 項（旧第 34 項）の経営承継受贈者又は経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した日及び租税特別措置法施行令第 40 条の８の２第 41 項の経営承継相続人等が死亡した日又は経営承継相続人等が租税特別措置法第 70 条の７第１項の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

５　「経営承継者」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

（注）　経営承継人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告期限」となります。

改　正　前

（裏）

租税特別措置法第 70 条の７の２第 16 項第２号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等のすべてを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください

１　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

２　「期限の到来した事由」中
イ　「適格合併・適格交換等」とは、租税特別措置法 70 条の７第５項又は同法第 70 条の７の２第４項(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第 70 条の７第６項第２号又は同法第 70 条の７の２第５項第２号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
ハ　「合併により消滅」とは、同法第 70 条の７第６項第３号又は同法第 70 条の７の２第５項第３号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第 70 条の７第６項第４号又は同法第 70 条の７の２第５項第４号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
ホ　「会社分割」とは、同法第 70 条の７第６項第５号又は同法第 70 条の７の２第５項第５号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
ヘ　「組織変更」とは、同法第 70 条の７第６項第６号又は同法第 70 条の７の２第５項第６号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

３　「事由が生じた年月日」とは、
イ　「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
ハ　「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
ホ　「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
ヘ　「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

４　「死亡等の日」とは、租税特別措置法施行令第 40 条の８第 34 項の経営承継受贈者又は経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した日及び租税特別措置法施行令第 40 条の８の２第 41 項の経営承継相続人等が死亡した日又は経営承継相続人等が租税特別措置法 70 条の７第１項の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

非上場株式等についての相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除）

税務署
受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長 殿

私は、租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与をし、同法第70条の７の２第16項第２号の規定により次の相続税を免除されたいので届け出ます。

届 出 者

〒

住 所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

認定承継会社の商号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　特例非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の贈与をした年月日　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

2　非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名・続柄

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 贈与者との続柄 ＿＿＿＿＿＿

3　贈与の直前において経営承継相続人等（届出者）が有する非上場株式等の数又は金額　＿＿＿＿＿＿株（口・円）

4　贈与をした非上場株式等の数又は金額　＿＿＿＿＿＿株（口・円）

5　贈与の直前における猶予中相続税額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

6　免除を受ける相続税額
（裏面の「２記載方法等の（２）」により計算した免除税額）　＿＿＿＿＿＿＿＿円

7　経営承継相続人等（届出者）が非上場株式等の相続（遺贈）をした年月日　平成＿＿年＿＿月＿＿日

8　被相続人の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

9　贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に経営承継者につき、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出（非上場株式等のすべてを贈与した場合に限ります。）してください。

【 添付書類 】　※　非上場株式等のすべてを贈与していない場合には、添付書類の提出は必要ありません。
非上場株式等のすべてを贈与した日における認定承継会社に係る次に掲げる書類

1　定款の写し
2　登記事項証明書（贈与をした日以後に作成されたものに限ります。）
3　株主名簿の写しその他の書類で認定承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定承継会社が証明したものに限ります。）
4　贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に終了する各事業年度の認定承継会社の貸借対照表及び損益計算書
5　認定承継会社の従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」といいます。）施行規則第１条第６項に規定する従業員数証明書をいいます。）
6　贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
7　贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の４の書類も併せて提出してください。

※印欄は記入しないでください。

関与税理士		電話番号	

（資12②－19－Ａ４統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

非上場株式等についての相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除）

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長 殿

私は、租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与をし、同法第70条の７の２第16項第２号の規定により次の相続税を免除されたいので届け出ます。

届 出 者

〒

住 所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

認定承継会社の商号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　特例非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の贈与をした年月日　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

2　非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名・続柄

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 贈与者との続柄 ＿＿＿＿＿＿

3　贈与の直前において経営承継相続人等（届出者）が有する非上場株式等の数又は金額　＿＿＿＿＿＿株（口・円）

4　贈与をした非上場株式等の数又は金額　＿＿＿＿＿＿株（口・円）

5　贈与の直前における猶予中相続税額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

6　免除を受ける相続税額
（裏面の「２記載方法等の（２）」により計算した免除税額）　＿＿＿＿＿＿＿＿円

7　経営承継相続人等（届出者）が非上場株式等の相続（遺贈）をした年月日　平成＿＿年＿＿月＿＿日

8　被相続人の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

9　贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日から贈与をした日までの間において、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出（非上場株式等のすべてを贈与した場合に限ります。）してください。

【 添付書類 】　※　非上場株式等のすべてを贈与していない場合には、添付書類の提出は必要ありません。
非上場株式等のすべてを贈与した日における認定承継会社に係る次に掲げる書類

1　定款の写し
2　登記事項証明書（贈与をした日以後に作成されたものに限ります。）
3　株主名簿の写しその他の書類で認定承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該認定承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類
4　贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日から贈与をした日までに終了する各事業年度の認定承継会社の貸借対照表及び損益計算書
5　認定承継会社の従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」といいます。）施行規則第１条第６項に規定する従業員数証明書をいいます。）
6　贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日から贈与をした日までに会社分割又は組織変更をした場合には、当該会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は当該組織変更に係る組織変更計画書の写し

※印欄は記入しないでください。

関与税理士		電話番号	

（資12②－19－Ａ４統一）

改　正　後

（裏）

記 載 方 法 等

1　届出書を提出する人

経営承継相続人等（租税特別措置法第70条の７の２第２項第３号に規定する者をいいます。）が経営承継期間（同法第70条の７の２第２項第６号に規定する期間をいいます。）の末日の翌日以後に同法第７０条の７第１項の規定の適用に係る贈与をしたときには、届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、原則として贈与をした日から６か月以内に提出する必要があります。

2　記載方法等

(1)　届出者の欄には、経営承継相続人等の住所、氏名及び認定承継会社(租税特別措置法第70条の７の２第１項に定める会社)の商号を記載してください。

(2)　「６　免除を受ける相続税額」欄には、次の算式により計算した金額を記載してください。

$$\text{猶予中相続税額} \times \frac{\text{措置法第70条の７の２第16項第２号に係る贈与をした特例非上場株式等（措置法第70条の７第１項の適用を受けるものに限る。）の数又は金額}}{\text{措置法第70条の７の２第16項第２号に係る贈与の直前における当該特例非上場株式等の数又は金額}}$$

(注)　計算した金額に百円未満の端数があるとき又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

(3)　「経営承継相続人等(届出者)が非上場株式等の相続(遺贈)をした年月日」欄には届出者が非上場株式等を相続(遺贈)により取得をした年月日を記載してください。

(4)　「被相続人の住所、氏名」欄には、非上場株式等に係る被相続人の住所、氏名を記載してください。

3　「経営承継者」とは、

イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。

ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4　死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次の書類も併せて提出してください。なお、経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には、次の②のニに掲げる書類の提出は不要です。

(提出書類)

①　合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し

②　次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)

イ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる直前における合併承継会社及び合併により消滅する会社(認定(贈与・相続)承継会社を除きます。)又は交換等承継会社の従業員数証明書

ロ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書

ハ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社のすべての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）

ニ　合併又は株式交換等に係る円滑化法施行規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

1　届出書を提出する人

経営承継相続人等（租税特別措置法第70条の７の２第２項第３号に規定する者をいいます。）が経営承継期間（同法第70条の７の２第２項第６号に規定する期間をいいます。）の末日の翌日以後に同法第７０条の７第１項の規定の適用に係る贈与をしたときには、届出書を提出する必要があります。

2　記載方法等

(1)　届出者の欄には、経営承継相続人等の住所、氏名及び認定承継会社(租税特別措置法第70条の７の２第１項に定める会社)の商号を記載してください。

(2)　「６　免除を受ける相続税額」欄には、次の算式により計算した金額を記載してください。

$$\text{猶予中相続税額} \times \frac{\text{措置法第70条の７の２第16項第２号に係る贈与をした特例非上場株式等（措置法第70条の７第１項の適用を受けるものに限る。）の数又は金額}}{\text{措置法第70条の７の２第16項第２号に係る贈与の直前における当該特例非上場株式等の数又は金額}}$$

(注)　計算した金額に百円未満の端数があるとき又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

(3)　「経営承継相続人等(届出者)が非上場株式等の相続(遺贈)をした年月日」欄には届出者が非上場株式等を相続(遺贈)により取得をした年月日を記載してください。

(4)　「被相続人の住所、氏名」欄には、非上場株式等に係る被相続人の住所、氏名を記載してください。

改　正　後	改　正　前
	（新規）

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

非上場株式等についての納税猶予の 贈与税 相続税 の免除申請書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長殿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法 第70条の７第17項 / 第70条の７の２第17項 / 第70条の７の４第12項 の規定により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 / 相続税 について、

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

１　この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※該当する事由にレ点を付してください。

☐ ①　租税特別措置法（第70条の７第17項第１号・第70条の７の２第17項第１号）に該当

（譲渡先の氏名又は名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（譲渡先の住所又は所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☐ ②　租税特別措置法（第70条の７第17項第２号・第70条の７の２第17項第２号）に該当

（破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日）平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

（解散をした日）　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

☐ ③　租税特別措置法（第70条の７第17項第３号・第70条の７の２第17項第３号）に該当

（吸収合併存続会社等（注１）の名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（吸収合併存続会社等の所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☐ ④　租税特別措置法（第70条の７第17項第４号・第70条の７の２第17項第４号）に該当

（株式交換完全親会社等（注２）の名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（株式交換完全親会社等の所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　１の事情が生じた年月日　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

３　１の事情の詳細

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

４　免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※上記１の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

①　猶予中贈与税・相続税額（注３）・・・・・・・・・・・・・・・・・①　＿＿＿＿＿＿＿＿円

②　特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額（注４）・・・②　＿＿＿＿＿＿＿＿円

③　特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注５）・・③　＿＿＿＿＿＿＿＿円

④　②と③のいずれか大きい金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・④　＿＿＿＿＿＿＿＿円

⑤　剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注６）・・・・・・・・・・・⑤　＿＿＿＿＿＿＿＿円

イ　経営承継者（注７）及び経営承継者と生計を一にする者が
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・・・・・・・・（イ＿＿＿＿＿＿＿＿円）

ロ　会社から支給された給与（注８）の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に参入されない金額・・・・・（ロ＿＿＿＿＿＿＿＿円）

⑥　免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））・・・・⑥　＿＿＿＿＿＿＿＿円

※　この申請に必要な書類については、裏面をご覧下さい。

関与税理士		電話番号	

（資12②－25－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
（裏） 《　添付書類等　》 この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。 なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から２か月以内（譲渡等一定の事由の生じた日から２か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。 1　租税特別措置法（第70条の７第17項第１号・第70条の７の２第17項第１号）に該当する場合とは、 ①　経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡をした場合 （注）　上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の８第36項及び租税特別措置法施行規則第23条の９第32項に定める者をいいます。 ②　民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定を受け、再生計画若しくは更生計画に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡をした場合をいいます。 【①に該当する場合の添付書類】 １　譲渡等があったことを明らかにする書類 ２　譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。） ３　譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社のすべての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。） ４　その他参考となる書類 【②に該当する場合の添付書類】 １　認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類又は認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類 ２　譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社のすべての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。） ３　その他参考となる書類 2　租税特別措置法（第70条の７第17項第２号・第70条の７の２第17項第２号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。 【添付書類】 １　破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類 ２　その他参考となる書類 3　租税特別措置法（第70条の７第17項第３号・第70条の７の２第17項第３号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。 【添付書類】 １　合併があったことを明らかにする書類 ２　その他参考となる書類 4　租税特別措置法（第70条の７第17項第４号・第70条の７の２第17項第４号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注２）となった場合をいいます。 【添付書類】 １　株式交換等があったことを明らかにする書類 ２　その他参考となる書類 （注１）　「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第１項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第１項に規定する新設合併設立会社をいいます。 （注２）　「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第１項第１号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第１項第５号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。 （注３）　認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。 （注４）　特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。 （注５）　「特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の９第33項に定める金額をいいます。 （注６）　認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前５年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前５年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前５年間に支払われたものをいいます。 （注７）　「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の７第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の７の２第２項第３号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の７の４第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。 （注８）　「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。	（新規）

改　正　後	改　正　前
(see below)	（新規）

Ｎ Ｎ Ｎ - Ｎ Ｎ Ｎ Ｎ

住　　所　ＮＮＮＮＮＮ（１８文字）ＮＮＮＮＮＮ
ＮＮＮＮＮＮ（１８文字）ＮＮＮＮＮＮ
ＮＮＮＮＮＮ（１８文字）ＮＮＮＮＮＮ
ＮＮＮＮＮＮ（１８文字）ＮＮＮＮＮＮ
ＮＮＮＮＮＮ（１８文字）ＮＮＮＮＮＮ

氏　　名　ＮＮＮＮＮＮ（１５文字）ＮＮＮ
ＮＮＮＮＮＮ（１５文字）ＮＮＮ　様

＿＿＿第＿＿＿号

ＮＮＺ９年Ｚ９月Ｚ９日

ＮＮＮＮＮ税務署長＿＿＿＿　印

非上場株式等についての ＮＮＮ 額の免除申請に対する ＮＮＮＮ 通知書（通知用）

ＮＮＺ９年Ｚ９月Ｚ９日付で提出があった租税特別措置法 ＮＮＮ（１２文字）ＮＮＮ の規定に基づく免除申請をＮＮＮＮします。

１　認定（贈与・相続）承継会社の名称　・・・・・・・　ＮＮＮＮＮＮ（１５）ＮＮＮＮＮ ＮＮＮＮＮＮ（１５）ＮＮＮＮＮ

２　免除申請があったＮＮＮの額　・・・・・・・・・・・・・・・・　ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9円

３　免除したＮＮＮの額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9円

４　却下したＮＮＮの額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9円

ほか利子税の額　ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9円

５　却下したＮＮＮの納付期限　・・・・・・・・・・・・・・・・　ＮＮZ9年Z9月Z9日

６　却下した理由

ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ（４０文字）ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ
ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ（４０文字）ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ
ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ（４０文字）ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ

却下したＮＮＮの額及び利子税の額は、上記５の納付期限までに/至急同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（ゆうちょ銀行を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、上記５の納付期限までに納付しなかった場合には、上記４の却下した税額に、上記５の納付期限の翌日から完納の日まで、延滞税が加算されますので、却下した税額、利子税の額と併せて納付してください。

改　正　後	改　正　前
非上場株式等についての贈与税・相続税額の免除申請に対する通知書（通知用） **使用目的** 　この通知書は、「非上場株式等についての贈与税・相続税額の免除申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認、却下又は一部却下の通知を行う場合に使用します。	（新規）

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予取りやめ届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

※印欄は記入しないでください。

＿＿＿＿＿＿税務署長 殿

〒

届出者住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

第70条の７第１項
私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の７の２第１項　の規定に基づく非上場株式等
第70条の７の４第１項

についての納税猶予の特例について、この特例の適用を受けることを取りやめたいので、

その旨届け出ます。

記

1　贈与者又は被相続人の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

2　特例（受贈・相続）非上場株式等

の　贈与を受けた / 相続(遺贈)があった　年月日　　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

3　認定(贈与・相続)承継会社の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　名称＿＿＿＿＿＿＿

4　猶予中贈与税額（相続税額）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（注）この届出書を提出した日から２か月を経過する日（当該２か月を経過する日までの間に届出書を提出した者（経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。）が死亡した場合には、届出者の相続人（包括受遺者を含みます。）が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から６か月を経過する日）が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税（相続税）及び利子税を納付する必要があります。

関与税理士		電話番号	

（資12②－20－Ａ４統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予取りやめ届出書

平成＿＿年＿＿月＿＿日

※印欄は記入しないでください。

＿＿＿＿＿＿税務署長 殿

〒

届出者住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

第70条の７第１項
私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の７の２第１項　の規定に基づく非上場株式等
第70条の７の４第１項

についての納税猶予の特例について、この特例の適用を受けることを取りやめたいので、

その旨届け出ます。

記

1　贈与者又は被相続人の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

2　特例（受贈・相続）非上場株式等

の　贈与を受けた / 相続(遺贈)があった　年月日　　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

3　認定(贈与・相続)承継会社の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　名称＿＿＿＿＿＿＿

4　猶予中贈与税額（相続税額）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（注）この届出書を提出した日から２か月を経過する日（当該２か月を経過する日までの間に届出書を提出した者（経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。）が死亡した場合には、届出者の相続人（包括受遺者を含みます。）が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から６か月を経過する日）が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税（相続税）及び利子税を納付する必要があります。

関与税理士		電話番号	

（資12②－20－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
（裏） 使用目的 　この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の特例の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の特例の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。	（裏） 使用目的 　この届出書は、贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用するものである。

改　正　後	改　正　前
	（新規）

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長殿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の７の４第１項の規定による相続税の納税の猶予を受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第７項第２号の規定により報告します。

1　特例受贈非上場株式等の贈与を受けた年月日　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

2　相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日
（以下「基準日」といいます。）（注１）　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

3　２の基準日における猶予中贈与税額　　＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　２の基準日において有する特例相続非上場株式等の数又は金額　　＿＿＿＿＿＿株（口・円）

5　認定相続承継会社の明細

認定相続承継会社	名　称	
		（変更前）
	本店の所在地	
		（変更前）

相続税の申告書を提出する日の直前の基準日までに終了する各事業年度における総収入金額（注２）

直前の事業年度	２期前の事業年度	３期前の事業年度
円	円	円

認定相続承継会社が商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、株式交換若しくは株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合又は解散の事実がある場合には、その事由

事　由	

基準日における資本金の額又は出資の総額	円
基準日における準備金の額	円
基準日における常時使用従業員の数（注３）	人

この報告書は相続税の申告書と一緒に提出してください。

関与税理士		電話番号	

（資12②－28－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
（裏） 《 この報告書の提出をする必要のある方 》 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けようとする経営相続承継受贈者（注４）であって、特例受贈非上場株式等に係る贈与者の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から５月（贈与者が経営相続承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の７第２項第６号に規定する経営贈与承継期間の末日の翌日以後に死亡した場合には３月）を経過する日が贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告書と一緒にこの報告書を提出する必要があります。 （注１）　「経営相続報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の７の４第２項第６号に定める日をいいます。 （注２）　相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度が経営相続承継期間（注５）内である場合は、相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額のみを「直前の事業年度」欄に記載し、また、その事業年度が、経営相続承継期間経過後である場合は、この報告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度以前３期分の各総収入金額を記載してください。 なお、その事業年度が経営相続報告基準日の直前の租税特別措置法第70条の７第２項第７号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する場合にはこの欄への記載を要しません。 （注３）　「常時使用従業員」とは、租税特別措置法施行規則第23条の９第４項に定める者をいいます。 （注４）　「経営相続承継受贈者」とは、租税特別措置法第70条の７の４第２項第３号に定める者をいいます。 （注５）　「経営相続承継期間」とは、租税特別措置法第70条の７の４第２項第５号に定める期間をいいます。	（新規）

改　正　後

整理簿		通信日付印	・・ 確認者　印

租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書

第1表（共同提出の代表者用／単独提出者用）

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国　税　庁　長　官　殿

〒

申請者　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

フリガナ
氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

生年月日（明・大・昭・平　年　月　日）

職　業 ＿＿＿＿＿＿ 電話番号 ＿＿－＿＿－＿＿

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による所得税の非課税の承認申請をいたします。

寄附年月日	平成　年　月　日	寄附の態様	□贈与　□ 法人を設立するための財産提供
財産の寄附を受けた法人 所在地 電話番号	〒　（電話番号　－　－　）		
財産の寄附を受けた法人 フリガナ 名称		フリガナ 代表者氏名	
財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類	第２表から第 18 表までの記載及び添付書類のとおりです。		

作成税理士　事務所所在地（電話番号）　署名押印　㊞

私は、上記の法人に財産の寄附をした次の者の代表者として、これらの者の承認申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類についても、この承認申請書に記載及び添付しております。

住所	氏名	私との続柄又は関係	承認申請書を提出した税務署名
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			

（資 13－1－1－Ａ４統一）（23.7）

改　正　前

整理簿		通信日付印	・・ 確認者　印

租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書

第1表（共同提出の代表者用／単独提出者用）

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国　税　庁　長　官　殿

〒

申請者　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

フリガナ
氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

生年月日（明・大・昭・平　年　月　日）

職　業 ＿＿＿＿＿＿ 電話番号 ＿＿－＿＿－＿＿

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による所得税の非課税の承認申請をいたします。

寄附年月日	平成　年　月　日	寄附の態様	□贈与　□ 法人を設立するための財産提供
財産の寄附を受けた法人 所在地 電話番号	〒　（電話番号　－　－　）		
財産の寄附を受けた法人 フリガナ 名称		フリガナ 代表者氏名	
財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類	第２表から第 18 表までの記載及び添付書類のとおりです。		

作成税理士　事務所所在地（電話番号）　署名押印　㊞

私は、上記の法人に財産の寄附をした次の者の代表者として、これらの者の承認申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類についても、この承認申請書に記載及び添付しております。

住所	氏名	私との続柄又は関係	承認申請書を提出した税務署名
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			

（資 13－1－1－Ａ４統一）

改　正　後

〔第１表（単独提出者・共同提出の代表者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

○　贈与した者が単独で申請書を提出するとき

○　２人以上の贈与した者が共同して申請書を提出する場合でそれらの者の代表者が申請書を提出するとき

（注）１　共同して申請書を提出する場合について

同じ法人に財産を贈与した者が２人以上いる場合は、それらの者が共同して申請書を提出することができます。

この場合には、それらの者が代表者を選び、代表者が、申請書の第２表から第18表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実に相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類をまとめて提出することとし、代表者以外の者については、申請書の第１表＜共同提出の代表者以外の者用＞だけを提出してください。

２　租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第１項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する寄附者の租税特別措置法第40条第１項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

１　「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

(1)　既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

(2)　法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日

（注）１　農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。

２　「法人の設立年月日」とは、原則として、法人の設立登記年月日をいいます。

２　「申請書」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

３　この表を使用する者が共同提出の代表者でない場合には、この表を共同提出の代表者以外の者の住所、氏名等を記載する欄（第１表の下部の欄）を斜線で抹消してください。

４　「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社○○取締役」のように具体的に記載してください。

改　正　前

〔第１表（単独提出者・共同提出の代表者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

○　贈与した者が単独で申請書を提出するとき

○　２人以上の贈与した者が共同して申請書を提出する場合でそれらの者の代表者が申請書を提出するとき

（注）１　共同して申請書を提出する場合について

同じ法人に財産を贈与した者が２人以上いる場合は、それらの者が共同して申請書を提出することができます。

この場合には、それらの者が代表者を選び、代表者が、申請書の第２表から第18表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実に相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類をまとめて提出することとし、代表者以外の者については、申請書の第１表＜共同提出の代表者以外の者用＞だけを提出してください。

２　租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第１項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する寄附者の租税特別措置法第40条第１項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

１　「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

(1)　既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

(2)　法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日

（注）１　農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。

２　「法人の設立年月日」とは、次の法人については、それぞれ次の日をいいます。

特定一般法人・学校法人・社会福祉法人・宗教法人・更生保護法人・医療法人・特定非営利活動法人	法人の設立登記年月日

２　「申請書」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

３　この表を使用する者が共同提出の代表者でない場合には、この表を共同提出の代表者以外の者の住所、氏名等を記載する欄（第１表の下部の欄）を斜線で抹消してください。

４　「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社○○取締役」のように具体的に記載してください。